

都道府県子ども計画

こども基本法（抜粋）

（都道府県子ども計画等）

第十条 都道府県は、こども大綱を勘案して、当該都道府県におけるこども施策についての計画（以下この条において「都道府県子ども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

4 都道府県子ども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第一項に規定する都道府県子ども・若者計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律第九条第一項に規定する都道府県計画その他法令の規定により都道府県が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

	国の大綱	根拠法	埼玉県の計画
こども大綱	少子化社会対策大綱	少子化社会対策基本法	埼玉県子育て応援行動計画
	子供・若者育成支援推進大綱	子ども・若者育成支援推進法	埼玉県青少年健全育成・支援プラン
	子供の貧困対策に関する大綱	子どもの貧困対策の推進に関する法律	埼玉県子育て応援行動計画

埼玉県青少年健全育成・支援プラン

計画期間：令和5年度～令和9年度

基本理念：子供・若者が誰一人取り残されず、夢や希望を持ちながら
成長・活躍できる社会の実現

埼玉県子育て応援行動計画

計画期間：令和2年度～令和6年度

基本理念：「すべての子供の最善の利益」を目指し、「子育て」
「親育ち」の支援や地域全体での子育て支援を通じて
子供を生み育てることに希望を持てる社会づくり

こども大綱の内容①

こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」

～全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会～

こども基本法（抜粋）

第九条 政府は、こども施策を総合的に推進するため、こども施策に関する大綱（以下「こども大綱」という。）を定めなければならない。

2 こども大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 こども施策に関する基本的な方針
- 二 こども施策に関する重要事項
- 三 前二号に掲げるもののほか、こども施策を推進するために必要な事項

3 こども大綱は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。

- 一 少子化社会対策基本法第七条第一項に規定する総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策
- 二 子ども・若者育成支援推進法第八条第二項各号に掲げる事項
- 三 子どもの貧困対策の推進に関する法律第八条第二項各号に掲げる事項

1 基本的な方針

- ①こども・若者は権利の主体であり、今とこれからの最善の利益を図る
- ②こども・若者や子育て当事者とともに進めていく
- ③ライフステージに応じて切れ目なく十分に支援する
- ④良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図る
- ⑤若い世代の生活の基盤の安定を確保し、若い世代の視点に立った結婚・子育ての希望を実現する
- ⑥施策の総合性を確保する

こども大綱の内容②

2 施策に関する重要事項

誕生前～幼児期(～6歳)	学童期・思春期(6～18歳)	青年期(18歳～)
<ul style="list-style-type: none"> ・切れ目ない保健・医療の確保 ・こどもの成長の保障、遊びの充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・質の高い公教育の再生等 ・居場所づくり ・小児医療体制、心身の健康等 ・成人前に必要な知識・教育 ・いじめ防止 ・不登校のこどもへの支援 ・校則の見直し ・体罰等の防止 ・高校中退予防、中退後支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・高等教育の支援 ・就労支援、経済的基盤の安定 ・結婚に関する支援 ・若者や家族に対する相談体制の充実
<p>ライフステージ全体</p> <ul style="list-style-type: none"> ・こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有 ・体験の機会づくり ・切れ目ない保健・医療の提供 ・貧困対策 ・障害児・医療的ケア児等への支援 ・虐待防止と社会的養護の推進、ヤングケアラー支援 ・自殺対策、犯罪等への対策 		
<p>子育て当事者への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経済的負担の軽減 ・地域子育て支援、家庭教育支援 ・共働き・子育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大 ・ひとり親家庭への支援 		

3 施策を推進するために必要な事項

- ①こども・若者の社会参画・意見反映
 - ・国の政策決定過程へのこども・若者の参画促進 ・地方公共団体等における取組促進 ・社会参画等の機会の充実
 - ・多様な声を施策に反映させる工夫 ・ファシリテーターの確保・育成 ・若者が主体となる団体活動の促進 ・調査研究
- ②こども施策の共通の基盤となる取組
 - ・EBPM ・支援人材確保・育成 ・地域における包括的な支援体制の構築 ・子育てに係る手続き負担の軽減、情報発信
 - ・社会全体の意識改革
- ③施策の推進体制等
 - ・国の推進体制 ・数値目標等設定 ・自治体こども計画の策定促進 ・国際的な連携 ・財源確保 ・法施行後5年で再検討